

令和元年第9回

美里町農業委員会定例総会議事録

第9回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 令和元年9月25日(水)午前9時30分から午前10時03分
- 2 開催場所 美里町役場南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(16名)

1番 小野 保裕	2番 後藤 幸太郎	3番 大崎 幸信
4番 我妻 卓美	5番 古内 世紀	6番 久道 雄悦
7番 大友 重善	8番 佐々木幸一郎	9番 佐々木 裕一
10番 遊佐 恭一	11番 柴山 真二	12番 尾形 司
13番 鈴木 幸博	14番 福田 なほ子	15番 邊見 勝寿
16番 伊藤 恵子		
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
 1. 農家相談日について
 2. 携帯電話基地局事業計画届出書について
 3. 利用権設定の合意解約による通知について
 4. 非農地証明願について
- 6 議事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の許可について
 - 第3号議案 美里農業振興地域整備計画の変更について
- 7 その他連絡・報告事項
 1. 令和元年 9月事業報告について
 2. 令和元年10月事業予定について
 3. その他
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 菊地 和則
 - 主 事 佐藤 汰一

9 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和元年第9回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより令和元年第9回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は16名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。5番古内世紀委員、6番久道雄悦委員のお二人をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項1番に入ります。</p> <p>農家相談日について、9月5日に農家相談を行っておりますので、担当の委員より報告願います。</p>
鈴木幸博委員	<p>それでは、9月5日木曜日、午前中に会長室で行われました農家相談について報告申し上げます。遠見職務代理者、福田なほ子委員、そして私鈴木の3人で対応し、相談件数は2件でした。</p> <p>1件目は、地区の さんという方で、相談内容は息子さん名義の農地を自分で耕作できなくなり、機械類も故障し満足に使いなくなったので、ことしの秋までは自分でするそうですが、来年以降の耕作を誰かにお願いしたいということで相談に見えられました。貸し出しの申し出希望の手続をしていただき、本年中に耕作していただく方を探す方向で進めるということにいたしました。</p>

2人目の相談者は 地区の さんという方で、知人を含め3名でのご相談でした。間もなく 県へ家族全員で引っ越すために、宅地前の農地を整理したい、こういった方法があるかということでの相談でした。以前に事務局にも相談したそうですが、決定的な解決策が見当たらなかったため、再度相談に見えられました。非農地証明等に対応できるか、いろいろ確認し、後日連絡することいたしました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまです。

続きまして、報告事項2番、携帯電話基地局事業計画届出書について、事務局より報告願います。

事務局

(報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告事項2番、携帯電話基地局事業計画届出書について報告いただきましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知について、事務局より報告願います。

事務局

(報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知について報告いただきましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項4番、非農地証明願について、

事務局より報告願います。

また、9月13日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果について報告をいただきます。

初めに、事務局より報告になります。

事務局

(報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

大崎幸信委員

農地調査委員会は、今月から我妻卓美委員と私大崎の2名で担当し、伊藤恵子会長、邊見会長職務代理者、事務局からは菊地事務局長、佐藤主事の計6名により9月13日に現地調査を行いました。

番号13について、現地は 地区の 位置しております。現在は公衆用道路となっており、非農地となって20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

番号14について、現地は 地区の 位置しております。現在は駐車場となっており、非農地となって20年以上経過していることから、現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示いたしました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

(なしという声あり)

議長

ないようですので、続きまして、議事に入ります。

議長

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、9月13日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

大崎幸信委員

番号11について、現地は 地区の に位置しており、転用目的は居宅敷地です。農地区分については、近くに10ヘクタール以上の農地があり、2種農地と判断しました。自宅の建築のために特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

皆様のご判断をお願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてについて賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、美里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

5番古内世紀委員。

古内世紀委員

5番古内です。添付資料の土地利用状況の欄に記載の用悪水路とはどのような意味なのか教えてください。

議長

事務局、回答をお願いします。

事務局

5番古内世紀委員の質問にお答えします。

用悪水路とはどのような意味なのか、ということのご質問ですが、水路の種別については、水を供給するための用水路、使用後の水を排水する排水路に大別され、生活雑排水を流す水路も排水路であると解されています。用水路、排水路、そして生活雑排水、これらを総称して用悪水路と称しております。

以上でございます。

古内世紀委員

わかりました。ありがとうございました。

議長

そのほか、質問、意見ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案について、美里農業振興地域整備計画の変更について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、美里農業振興地域整備計画の変更について全員賛成ですので、原案のとおり異議なしと認め、町長に報告をいたします。

議長

以上で、議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第9回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和元年 月 日

会 長

署名委員 5番

署名委員 6番